

受理年月日	平成 26 年 6 月 27 日	付託年月日	平成 26 年 6 月 30 日	所管委員会	第 1 委員会
番 号	26 年 請 願 第 14 号				
件 名	創業特区についての関連事業を中止し、撤退することについて				
請 願 者	早良区有田五丁目 17-7 博多湾会議 代表者 脇 義重 外 1人				
紹介議員	荒木				
分割付託	なし				
要 旨	<p>本市は安倍内閣が進める国家戦略特区のうち、創業特区に選定されました。しかし、この選定を私たち市民は歓迎できません。その理由は次のとおりです。</p> <p>1. この国家戦略特区は国の経済政策アベノミックスの第3の矢である成長戦略の柱の一つであり、本来は国が責任を持って、政策を立て実行すべき事業であるにもかかわらず、福岡市という地方自治体に取り組ませ、責任を本市に押しつけることになるからです。市民があずかり知らぬ国民経済の発展の責任を負わされる事業に取り組むべきではありません。</p> <p>2. 本市の説明によると、創業特区の事業として特定の分野を限定して規制緩和や税制上の優遇措置などを行うとされています。本市は、実効税率を下げ、新規起業や企業の第二創業などに力を注ぎ、企業を誘致したいと表明しています。その結果、東京圏や関西圏の自治体と実効税率低下競争を強いられ、本市は大阪府と低減競争を始めており、市長はシンガポールの税率17%以下に低減することを表明するに至っています。この競争は、本市の税収を減らすことになり、企業の内部留保だけが増加し働く人の賃金などの労働条件を向上させることにつながらない政策です。</p> <p>3. 特に、問題となるのは、創業特区が首切り特区という雇用特区になることです。本市がイメージする国際的ビジネス環境の整備とは、本市全域で、企業との契約で条件や手続を明確にしておけば、解雇できるようにする、有期契約で5年を超えて働いた人が、無期契約になれる権利をあらかじめ放棄できるようにする、などの悪条件で働く人を雇用することなのです。特例措置によって働く人の権利を抑圧し、低賃金・長時間労働で働かせ、他方で、高利益を欲する起業者にとっては有利な環境を創出するものなのです。</p> <p>4. 安易な外国人労働者の受け入れは介護労働現場などで低賃金構造の固定化を生み出すことにつながります。</p> <p>5. 医療を成長戦略に組み入れ、国際的医療拠点として海外富裕層の医療受け入れを促進することは、小児科などの本市の医療体制と国内の医療保険制度に解体的影響を与えかねません。</p> <p>結論として、本市が住みやすく、子育てしやすい街と言われ、流入者が増加しているのは、働きやすいからです。創業特区の事業を進めることによって本市が働きにくい街になったら、街のイメージは低下します。そのようにならないよう、以下の事項を請願します。</p> <p>1. 創業特区についての関連事業を中止し、撤退すること。</p>				
審 査	平成 年 月 日	結 果	委員会 平成 年 月 日		
年 月 日	平成 年 月 日		本会議 平成 年 月 日		
	平成 年 月 日				

2014年6月27日

福岡市議会  
議長 森 英鷹殿

請願者

博多湾会議

福岡市早良区有田5丁目17-7

代表者 脇 義重

福岡地区合同労働組合

代表者

## 請願

福岡市が「創業特区」についての関連事業を中止し、撤退することを求めます

### 【請願理由】

福岡市は安倍内閣が進める「国家戦略特区」のうち、創業特区に選定されました。しかし、この選定を私たち福岡市民は歓迎できません。その理由は次のとおりです。

1. この「国家戦略特区」は国の経済政策アベノミックスの第3の矢である成長戦略の柱の一つであり、本来は国が責任をもって、政策を立て実行すべき事業であるにも拘わらず、福岡市という地方自治体に組みませ、責任を福岡市に押し付けることになるからです。市民が与り知らぬ「国民経済の発展」の責任を負わされる事業に取り組むべきではありません。

2. 福岡市の説明によると、創業特区の事業として「特定の分野を限定して規制緩和や税制上の優遇措置などを行う」とされています。福岡市は、実効税率を下げ、新規起業や企業の第二創業などに力を注ぎ、企業を誘致したいと表明しています。その結果、東京圏や関西圏の自治体と実効税率低下競争を強いられ、福岡市は大阪府と低減競争を始めており、市長はシンガポールの税率17%以下に低減することを表明するに至っています。この競争は、福岡市の税収を減らすこととなり、企業の内部留保だけが増加し働く人の賃金などの労働条件を向上させることに繋がらない政策です。

3. 特に、問題となるのは、創業特区が「首切り特区」という雇用特区になることです。福岡市がイメージする「国際的ビジネス環境の整備」とは、福岡市全域で、企業との契約で条件や手続きを明確にしておけば、解雇できるようにする、有期契約で5年を超えて働いた人が、無期契約になれる権利を予め放棄できるようにする、などの悪条件で働く人を雇用することなのです。特例措置によって働く人の権利を抑圧し、低賃金・長時間労働で働かせ、他方で、他方で、高利益を欲する起業家にとっては有利な「環境」を創出するものなのです。

4. 安易な外国人労働者の受け入れは介護労働現場などで低賃金構造の固定化を生み出すことにつながります。

5. 医療を成長戦略に組み入れ、国際的医療拠点として海外富裕層の医療受け入れを促進することは、小児科などの福岡市の医療体制と国内の医療保険制度に解体的影響を与えかねません。

結論として、福岡市が住みやすく、子育てしやすい街といわれ、流入者が増加しているのは、働きやすいからです。創業特区の事業を進めることによって福岡市が働きにくい街になったら、街のイメージは低下します。そのようにならないよう、本請願をします。

### 【請願項目】

福岡市が「創業特区」についての関連事業を中止し、撤退することを求めます